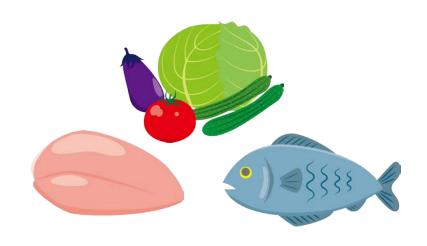
食品衛生申請等システムを利用した営業 届出マニュアル

【スマートフォン・タブレット用】



令和4年3月 横浜市 食品衛生課作成

1 事業者情報登録(初回のみ)

- 1 食品衛生申請等システムを利用して営業届をするには事業者情報登録(アカウント登録) が必要です。以下のURL、二次元コード、厚生労働省ホームページ等から、当該システムにアクセスしてください。
 - ★スマートフォンからもアクセスできます。

【食品衛生申請等システム】

https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp



【食品衛生申請等システムログイン画面(モバイル版)】







2 ログイン画面で「アカウントの作成はこちら」ボタンを押下します。

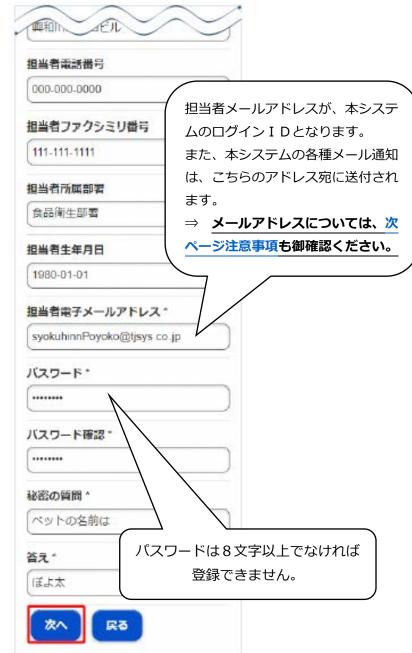




3 担当者基本情報を入力し、「次へ」ボタンを押下します。

タイトルに「*」が付いている項目は、必須項目です。





【必ず御確認ください】担当者メールアドレスについて

- インターネット向けのメールサーバを利用しているため、インターネットで利用できる メールアドレスをご利用ください。下記のような RFC 規約違反となるメールアドレ スはご利用できません。
 - ・ アットマーク(@)の直前やメールアドレスの先頭にピリオド(.)がある (例:.xxxx.@xxxxxx)
 - ・ アットマーク(@)より前で、ピリオド(.)が連続している(例: xx..xx@xxxxxxx)
 - ・ 半角英数字と一部の記号(.!#\$%&'*+-/=?^_{|}^)以外の文字を含んでいる(例: xx[xx@xxxxxx)
 - アットマーク(@)より後ろに存在しないドメインを指定している
- 携帯・スマートフォンのアドレスをご利用の方

docomo、au、softbank などの携帯キャリアのメールアドレスを使用した場合、 迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている可能性がございます。ご利 用の端末をご確認いただき、以下のドメインを受信できるように設定をお願い申し上 げます。

[食品衛生申請等システムのドメイン]: 『@ifas.mhlw.go.jp』

● PC メールアドレスをご利用の方

ご使用のメールサービス、メールソフト、ウィルス対策ソフト等の設定により「迷惑メール」と認識され、メールが届かない場合がございます。ご使用のサービス、ソフトウェアの設定をご確認ください。

4 食品等事業者の基本情報を入力し、「確認」ボタンを押下します。



タイトルに「*」が付いている項目は、 必須項目です。

法人の場合

事業形態を「法人」とし、法人番号(13 桁)及び会社名を入力してください。

※不明な場合は、国税庁「法人番号公表サイト」で 検索できます。

国税庁 法人番号公表サイト

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

個人の場合

事業形態を個人にしていただき、屋号/商号を入 力してください。

アカウント作成後に、**個人アカウントから法人アカウント、法人アカウントから個人アカウントに変更することはできません**ので、御注意ください。

注意: 町名までを「町域」に、 〇丁目以降は「番地等」に入力してください。

事業者電話番号* 045-671-0000 事業者ファクシミリ番号 045-671-0001 代表者姓* 横浜 代表者名 * 太郎 代表者姓 フリガナ* ヨコハマ 代表者名 フリガナ* タロウ 代表者電子メールアドレス yokohama_taro@ab.co.jp 代表者肩書 代表取締役

必要事項を全て入力後、「確認」を押下します。

厚生労働省(法人番号6000012070001)

戻る

食品衛生申請等システム

このサイトについて

確認

利用規約

免責事項·著作権

<u>プライバシーポリシー</u>

ウェブアクセシビリティ

御意見・問い合わせ

よくある質問



法人番号6000012070001 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話番号 03-5253-1111 (代表)

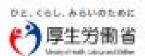
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

5 入力内容を確認し、問題がなければ「登録」ボタンを押下します。 確認ダイアログが表示されますので、「OK」を押してください。



「登録」を押下すると「登録しますか?」等の確認ダイアログが表示されますので、「OK」を押下してください。

6 完了画面が表示されます。





● 仮登録完了後、引き続き本登録手続きが必要です。

仮登録完了後に、ご登録いただきましたメールアドレスに本登録のご案内メールをお送り しております。

メールに記載のURLより本型録手続きをお 願いいたします。

食品等事業者の基本情報の仮登録が完了 しました。

送付したメールをご確認いただき、本登 録を完了させてください。

本登録した基本情報は、トップメニュー のプロフィール変更から参照/編集でき ます。

ログインID

syokuhinnPoyoko@tisys.co.jp

厘生労働省(法人番号5000012070001)

食品衛生申請等システム

このサイトについて

利用规约

免資惠項·著作權

プライバシーボリシー

ウェブアクセシドリティ

御意見・聞い合わせ

よくある質問



法人番号6000012070001 〒100-8918 東京都干代田区森が関1-2-2 軍馬委長 03:5253:1111 (代表)

注意

この時点では、まだ仮登録の状態です。 この後の作業を行い、本登録をすること で営業の届出を行うことができるように なります。

- 7 アカウントの新規登録を受け付けた旨を通知する担当者メールアドレス宛に届きます ので、メールに記載されたURLのリンクを押下します。
- 8 表示される画面で、「アカウントを有効化」ボタンを押下します。 →アカウントの本登録が完了となり、トップメニュー画面が表示されます。





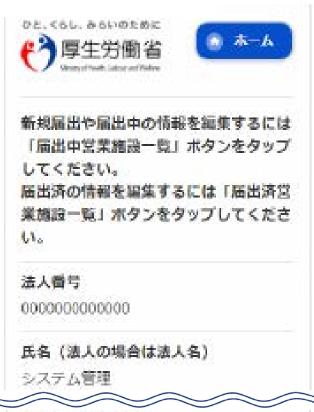
2 営業届出のながれ

 $\boxed{1}$ で取得したログイン \boxed{I} \boxed{D} \boxed{D}



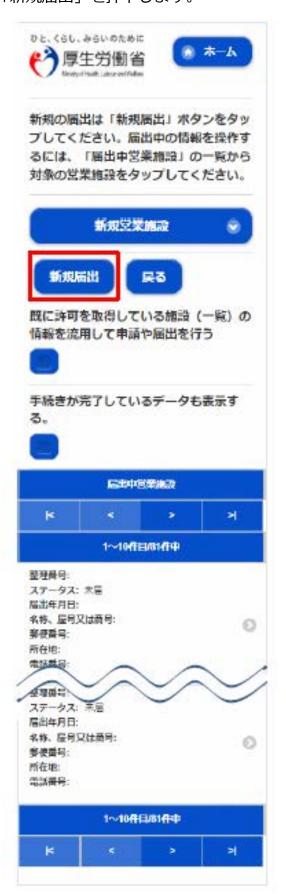
- 2 トップメニューの「営業の届出」ボタンを押下します。
- 3 「届出中営業施設一覧」を押下します。







4 「新規届出」を押下します。



5 届出者情報登録画面が表示されます。表示された情報を確認し、「次へ」を押下します。



申請・届出内容の記載中に、30 分以上経過すると「有効期間 切れ」と表示され登録できない場 合があります。

作業を一旦中断等される場合 は、画面下部の「一時保存」ボタ ンを押してください。(作業中の 情報が30日間保存されます) 6 施設情報登録画面が表示されますので、各項目を入力し、「次へ」を押下します。

タイトルに「*」が付いている項目は、必須項目です。



7 営業の種類登録画面が表示されます。

まず、「未選択」を押下し、ドロップダウンリストから該当する営業の種類を選択します。次に「追加」を押下し、「営業の種類/届出情報」欄に営業の種類を追加できたことを確認したら、「次へ」を押下します。

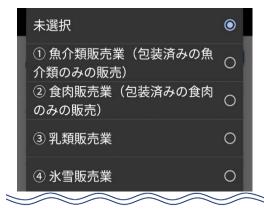


① まず「未選択」を押下し、表示されたドロップダウンリストから営業の種類を1つ選択します。

なお、複数の届出業種を営んでいる 場合は、代表的な業種について届出を 行うことで差し支えありません。

※ 営業の種類の判断に迷う場合は施 設のある福祉保健センター生活衛生 課までお問い合わせください。

【ドロップダウンリスト】



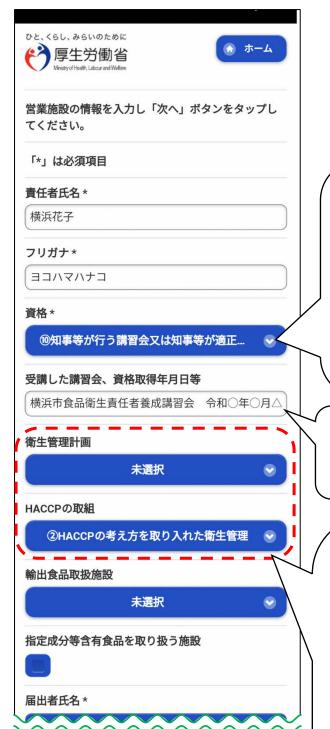


自動販売機による営業の場合は設置場 所(例:2F休憩室、1F事務所横な ど)を備考欄に入力してください。



上、「次へ」を押下します。

8 衛生管理情報登録画面が表示されますので、各項目を入力し、「次へ」を押下します。



該当する資格を選択してください

表面収 ②食品衛生監視員 ②食品衛生管理者の資格要件を満たす者 ③調理師 ④数単衛生師 ⑤栄養士 ⑥船舶料理士 ⑥と高場法に基づく衛生管理責任者 ⑧と高場法に基づく作業衛生責任者 ③食鳥処理衛生管理者 ⑥知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者

資格者番号も併せて入力してください。 入力例)○○市食品衛生責任者養成講習会、 ○年○月○日取得、第○○号

衛生管理計画: HACCP に沿った衛生管理を
既に実施している場合は「有」を
これから実施する場合は「無」を選択します。

HACCPの取組:取り組んでいる衛生管理の種類(HACCP

に基づく衛生管理 / HACCP の考え方を取り入れた衛生管理) を選択してください。

※ 「HACCP に基づく衛生管理」・「HACCP の考え方を 取り入れた衛生管理」の詳細については、次の URL を 参照してください。

厚生労働省 HACCP のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/haccp/index.html



開示情報を設定してください。

本システムで自動発行する、オープンデータファイルに情報を公開するか、非公開にするかを選択します。

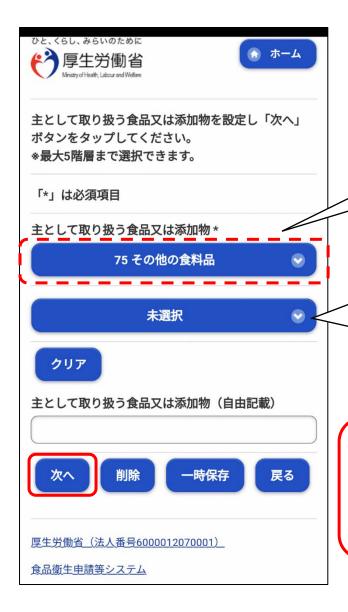
→公開を選択すると、オープンデータファイル に情報掲載され、非公開にすると空白になりま す。

オープンデータは次のリンクに掲載されます。

【食品衛生公開ページ】

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do

9 主として取り扱う食品又は添加物登録画面が表示されますので、「主として取り扱う食品又は添加物」を選択し、「次へ」を押下します。



① 「主として取り扱う食品又は添加物」を押下すると、日本標準商品分類の大分類が表示されます。該当する分類を選択してください。

② 大分類を選択すると、さらに細かい分類が選択できるようになります。必要に応じて選択してください。

「主として取り扱う食品又は添加物」選択例:

メニューの多い給食施設などでは、①で"75 その他食料品"を選択し、②で"753 調理食品"を選択するとよいでしょう。

日本標準商品分類は次の URL から確認できます。

「食品衛生申請等システム」のよくあるご質問(FAQ) その他 https://ifas.mhlw.go.jp/faq.htm#h8

※「Q「主として取り扱う食品又は添加物」「営業の種類」の一覧について」を御確認ください。

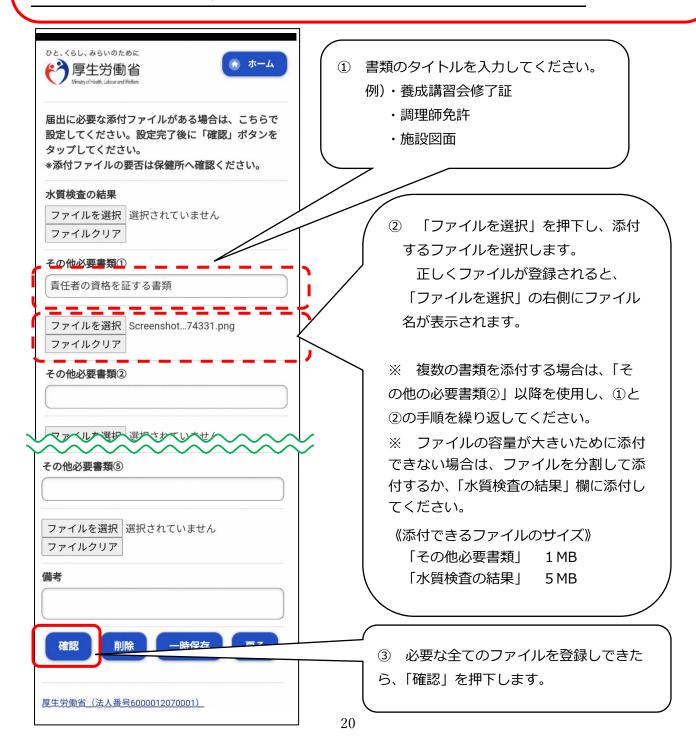
10 ファイル登録画面が表示されますので、必要な添付ファイルの登録を行い、「確認」を押下します。

横浜市では次の書類を確認していますので、ファイル登録をお願いします。

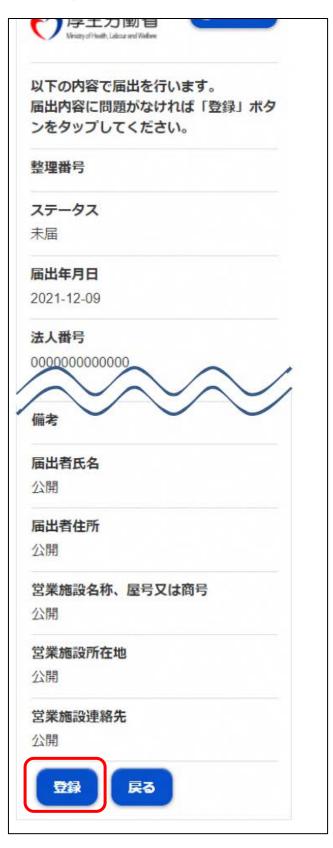
◆食品衛生責任者の資格を証明する書類

栄養士免許、調理師免許、食品衛生責任者養成講習会修了証等のデータを添付してください。

◆給食施設や製造業の場合は施設の構造設備がわかる図面



- 11 確認画面が表示されるので、入力内容を確認し、問題がなければ「登録」ボタンを押下します。
 - →管轄する保健所に対して、営業届出登録の旨がメールで通知されます。



- 12 登録が完了すると、整理番号が発番され、完了画面に遷移します。
 - →一覧におけるステータスが『届出内容確認待』となります。

これで届出作業完了となります。

横浜市保健所又は各福祉保健センター生活衛生課より、記載内容等について確認の連絡をする場合がございますので、ご了承ください。



3 届出後の注意事項

1 届出内容の廃業、変更等が生じた場合は、当システムから廃業・変更の登録をお願いします。手続き方法につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されている<u>システム利</u>用マニュアルを参照してください。

【システム利用マニュアル掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/kigu/index_00012.html

【よくあるお問合せ】

・パスワード失念 : [マニュアル 第1章 共通機能 P.31~]

※パソコン画面での説明ですが、モバイルでも同様の手順で操作ができます。

・届出営業の変更・廃業 : [マニュアル 第2章 P.84~]

・届出登録の修正、取下げ: 「マニュアル 第2章 P.95~]

・届出情報の閲覧 : 「マニュアル 第2章 P.101~」

2 届出対象の営業を営む場合、食品衛生責任者の設置のほか、**HACCP に沿った衛生管理 の実施**が求められます。

衛生管理等に関してご不明な点は、管轄の福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。

- 3 新しい営業許可制度や届出制度創設に関しては、厚生労働省ホームページ等を参照いただき、ご不明な点があれば、管轄の福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。
- ※パソコン、スマートフォンをお持ちでなく、当システムでの手続きが難しい場合は、これ まで通り福祉保健センター生活衛生課の窓口での受付も可能です。

4 問い合わせ先

【営業届の入力方法、添付書類などに関するお問い合わせ先】

·電話番号: 045-671-4634

· 受付時間: 9:00~17:00(平日)

【システムに関する動作・操作・仕様に関するお問い合わせ先】

※厚生労働省の食品衛生申請等システムのヘルプデスクとなります。

·電話番号: 080-4953-0566(代表)

・メール: TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp

·受付時間: 8:30~18:00(平日)

【申請や届出の内容に関するお問い合わせ先】

※営業届の入力方法、添付書類などに関すること以外の内容は、各福祉保健センター生活衛生課へお問い合わせください。

各区福祉保健センター生活衛生課連絡先					
窓口	電話番号	窓口	電話番号	窓口	電話番号
鶴見区	510-1842	保土ケ谷区	334-6361	青葉区	978-2463
神奈川区	411-7141	旭 区	954-6166	都筑区	948-2356
西区	320-8442	磯子区	750-2451	戸塚区	866-8474
中 区	224-8337	金沢区	788-7871	栄 区	894-6967
南 区	341-1191	港北区	540-2370	泉区	800-2451
港南区	847-8444	緑 区	930-2365	瀬谷区	367-5751

^{*}市外局番は045です。